第15号様式（第９条第３項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 奈機構総第　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和 　年 　月 　日

審査請求に対する決定通知書

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人奈良国立大学機構理事長

　　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付けで審査請求のありました件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求のあった法人文書の名称 |  |
| 審査請求に対する決定 | 　 |
| 審査請求に対する決定の理由 |  |

この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人奈良国立大学機構を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＊　不明な点がある場合には、奈良国立大学機構法人総務課（TEL　0742－20－3204）にご連絡ください。